

■お問い合わせ先 町民生活課生活環境係 ☎ 0997 - 72 - 1060

使用済自動車海上輸送費補助

自動車リサイクル法では、車の所有者はリサイクル料金の支払い及び廃車する際には引取業者（自動車整備業・中古販売業）に引き渡すことが義務付けられています。そこで、少しでも経費の負担の軽減を図るために、加計呂麻島、請島、与路島から発生した使用済自動車（古仁屋港まで海上輸送した者に対し、支払った海上輸送費の8割（100円未満は切捨）を補助する制度がございます。

なっておりますのでご注意ください。  
**■受付期間**  
 令和4年4月1日より年度を通じて受け付けています。ただし、予算に限りがあるため、期間中であつても受付を終了する場合があります。ご了承ください。  
**■補助内容**  
 加計呂麻島、請島、与路島から発生した使用済自動車（古仁屋港まで海上輸送した者）に支払われた海上輸送費の8割（100円未満は切捨）を補助  
**■対象**  
 加計呂麻島、請島、与路島から発生した使用済自動車（古仁屋港まで海上輸送した者）  
**■申込方法**  
 ①海上輸送費を証明するもの（乗船券の半券、領収書など）

・フェリー加計呂麻島の場合  
 自動車航送券の半券（裏面に乗船日付印のあるもの）  
 ただし、片道券で購入して下さい。（往復券は無効）  
 ・せとなみの場合  
 貨物運賃領収書（日付の記入、係印があるもの）  
 ②車を引き取ったことを証明する書類（引取業者が発行）  
 ・自動車リサイクル券のB券もしくは、引取証明書のコピー  
 ③印鑑  
 ④補助金振込用指定口座の通帳  
 以上を持参の上、役場1階町民生活課生活環境係の窓口までお越しください。



■お問い合わせ先 鹿児島労働局 雇用環境・均等室 ☎ 099 - 223 - 8239

育児休業が取得しやすくなります

育児・介護休業が改正され、令和4年4月1日以降、順次施行されます。就業規則の見直しが必要です。詳しくは、鹿児島労働局 雇用環境・均等室まで。



鹿児島労働局 HP 改正育児・介護休業法について



■お問い合わせ先 社会教育課生涯学習係 ☎ 0997 - 72 - 2905

令和4年度（令和5年1月開催）以降の成人式についてのお知らせ

民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。瀬戸内町では、令和4年度（令和5年）以降も、これまで通り20歳の方を対象に「20歳の祝い（はたちのいわい）」（仮称）として1月4日に開催します。



## 令和4年度 瀬戸内町会計年度任用職員 (埋蔵文化財調査員) の募集について

現在、埋蔵文化財センターにて業務を行う文化財調査員が不足しています。  
「令和4年度瀬戸内町会計年度任用職員」として、下記のとおり調査員を募集します。

報酬 + 各種手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤職員の給料を基に、報酬（月額・日額給）及び期末手当（2.4月）が支給されます。</li> <li>・必要に応じて時間外勤務手当・通勤手当が支給されます。</li> <li>・報酬支給日は、翌月22日。</li> </ul>
勤務時間	一日7.5時間（8：30～17：00）※基本、月曜～金曜出勤
休暇	特別休暇、病気休暇、介護休暇など、国の会計年度任用職員に認められた休暇が付与されます。（勤務6ヶ月経過後、年休あり）
分限・懲戒処分	常勤職員と同様に地方公務員法の定めによります。 （勤務実績不良、適格性の欠如、法令違反等の場合、免職や停職処分）

- 応募資格：①令和4年4月1日時点で満年齢18歳以上の者。（原則）  
②町税及び使用料に滞納がない者（同一世帯含む）

■応募期間：令和4年3月9日（水）から随時（採用者が決定次第終了） ※郵送可

■申込方法：所定の申込書兼履歴書及び調査承諾書を町役場総務課人事行政係へ提出してください。  
（申込書兼履歴書等は役場総務課で直接配布又は瀬戸内町HPからダウンロードできます。）

■採用方法：書類選考及び必要に応じて面接選考で実施。  
※面接の実施日は追って応募者に連絡します。

■募集人員：どちらか1名

■任用期間：令和4年4月1日以降採用日～令和5年3月31日まで

■募集する主な職種と報酬

職種名	資格等	業務担当課	勤務時間	報酬額（円）		備考
				月額	日額	
埋蔵文化財調査員	学芸員免許	社会教育課 (埋蔵文化財センター)	7.5h/日	189,200 ～ 212,600		報酬額は、同職種の経験年数等により決まります
埋蔵文化財調査補助員	無し	〃	〃	〃	145,700 ～ 176,300	〃

■お問い合わせ及び応募書類提出先

〒894-1592

瀬戸内町古仁屋船津23番地 瀬戸内町役場総務課 人事行政係

TEL 0997-72-1111 FAX 0997-72-1120



瀬戸内町民の皆様へ

# 新型コロナウイルス（3回目）集団接種のご案内

2回目の接種完了日	対象者	接種券発送予定時期	集団接種予定月日
令和3年8月15日までに完了した方	高齢者等 基礎疾患のある方 一般の方	発送済み	3月 19・20日 26・27日
令和3年8月16日～9月15日	一般の方等	発送中	4月 9・10日 29・30日
令和3年9月16日～10月15日	一般の方等	令和4年4月4日～	5月（4回）
令和3年10月16日以降	一般の方等	令和4年5月16日～	6月（4回）

## 【接種券発送日】

ワクチン供給等の関係で発送日等が前後することがあります。

## 【ワクチンの種類】

2種類（ファイザー・モデルナ）…接種日により異なります。



## 【予約】

- ①ご自身の予防接種済証・予診票が届きます。
- ②コールセンターへ電話をして予約→予約日時を封筒裏に記入  
（氏名・連絡先・生年月日・住所・2回目接種日の確認をします。）

**予約専用コールセンター ☎ 0997-72-3001（平日のみ9：00～17：00）**

※電話が繋がらない場合は、時間や日にちをおいてから、再度コールセンターへご連絡ください。

## 【電話でのご予約が困難な方】

耳が聞こえづらい、文字が確認しづらい方等は、お手数ですが役場保健福祉課までお越しください。

## 【早期接種（6か月以上経過）を希望される方】

保健福祉課までお問い合わせください。

**発送予定表に関する連絡先 役場保健福祉課 0997-72-1068**

■お問い合わせ先 保健福祉課保健予防係 ☎ 0997 - 72 - 1122

女性ががん検診のご案内

女性の皆さん、子宮がん検診、乳がん検診、骨粗しょう症検査は受けていますか？

下記日程にて令和4年度女性ががん検診を実施します。受診券は個別にて送付します。定期的に検診を受診し、がんの予防をしていきましょう。感染症予防のため、指定の日時にマスクを着用し、受診されてください。

なお、無料クーポン券が届いてる方は、病院でも受診ができますので、是非ご活用ください。※指定の日時で受診ができない場合は他日程にて受診できません。受付時間にご注意ください。

■当日受付のみ

■場所

きゅら島交流館1階 大ホール

■料金

▽子宮頸がん検診

20歳以上…800円

▽乳がん検診

40歳以上…2,000円

50歳以上…1,500円

▽骨粗しょう症

40歳以上…800円

※子宮がん・乳がん検診をご希望の方はバスタオルをご準備ください

日程	午前	午後	夜間
4月23日(土)	9:00～10:00	13:00～14:00	無
4月24日(日)	9:00～10:00	13:00～14:00	無
4月25日(月)	無	無	17:00～19:00
4月26日(火)	9:00～10:00	13:00～14:00	無
4月27日(水)	9:00～10:00	無	無
5月6日(金)	9:00～10:00	無	無

■お問い合わせ先 保健福祉課保健予防係 ☎ 0997 - 72 - 1122

3歳児むし歯ゼロ賞

瀬戸内町では令和2年度より、3歳児健診における歯科健診において、むし歯がなかった子どもたちを紹介しています。

☆3歳児むし歯ゼロ賞☆

(2月3歳児健診にて)

中村 成登くん

古原 大晴くん

森 羽奈ちゃん

海陸 陽翔くん

信島 武くん

小野原 叶真くん

乳歯のむし歯予防は5～6歳で生え変わる永久歯のむし歯予防にもつながります。

歯が丈夫であることは、言葉や身体・脳の発達に欠かせないものです。歯の質を高め、お子さんの大事なお口の健康を守っていきましょう。

<健康な歯のイイ事>

「卑弥呼（ひみこ）の歯がいーぜ！」 参考：学校食事研究会

- ひ 肥満予防
- み 味覚の発達
- こ 言葉の発音がはっきり
- の 脳の発達
- は 歯の病気を防ぐ
- が がんの予防
- い 胃腸のはたらきを促進
- ぜ 全身の体力向上と全力投球

子どもの健康な歯のために、永久歯に生え変わる頃まで気をつけてみてあげてください。

具体的には？→ダラダラ食べをさせない（食事・オヤツの後はお茶か水を飲む）、夜の仕上げ磨き、かかりつけ歯科医をもって定期健診とフッ素塗布を受けるなど気にかけて行ってください。ゆくゆくは、子ども自身の「歯を大事にしよう！」という気持ちの芽生えにつながると思います。



■お問い合わせ先 企画課企画振興係 ☎0997 - 72 - 1112

新生活生活を支援します  
(結婚新生活支援事業・結婚祝い食事券給付事業)

瀬戸内町では、婚姻に伴う新生活をスタートするご夫婦を支援するため以下の2つの事業を実施しています。

★結婚新生活支援事業

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の家賃、引越費用等)を支援します。

■対象となる世帯

○令和4年1月1日〜令和5年3月31日に新規に婚姻したご夫婦

○瀬戸内町内の住宅に居住しており、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得400万円未満

※補助金申請は婚姻日以降に行っていたいただきます。

■支援対象となる経費

○婚姻に伴う住宅取得費用  
又は住宅賃借費用、引越費用

■補助金の額

○1世帯あたり30万円を上

限に補助金を交付します。

■申請に必要な書類

○瀬戸内町結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式1号)

○夫婦の住民票の写し

○夫婦の記載のある戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)

○夫婦の前年の所得証明書

※夫婦の双方又は一方が離職した場合は離職票等

○夫婦の町税等納税証明書(滞納がない証明となるもの)

○新居の家賃、引越費用等に係る領収書

○結婚新生活支援事業に関するアンケート(町民生活課窓口)

★結婚祝い食事券給付事業

町内の飲食店(利用可能店舗)で利用できる「結婚祝い食事券」を給付します。

■対象となる世帯

○令和4年1月1日〜令和5年3月31日に新規に婚姻したご夫婦

○婚姻日時時点で夫婦共に瀬戸内町在住

■給付食事券の額

○3万円分

(1枚1,000円の食事券を30枚。令和4年度から1万円分増額します。)

※給付食事券の額は、婚姻届け受理日が基準となります。(令和4年3月31日までに婚姻届けを受理された方は、2万円分の給付となります。)

※有効期限は給付日から6か月になります。

■申請に必要な書類

○瀬戸内町結婚祝い食事券給付申請書(様式1号)

○夫婦の住民票の写し(本町の居住を証明するもの)

○結婚新生活支援事業に関するアンケート(町民生活課窓口)

※また、利用可能店舗の募集も行っておりますので、町内関係事業所のご協力を

よろしく願います。

18歳から裁判員に!

令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳・19歳の方は、親の同意を得なくても自分で契約ができるようになります。しかし、変わるのはそのだけではありません!

★令和5年から、18歳・19歳の方も裁判員に選ばれる可能性があります!

令和5年に裁判員に選ばれる可能性があります

る方には、今年11月頃に、裁判員候補者名簿に記載されたことをお知らせする連絡が送付されます。候補者に選ばれた方は、ぜひ積極的な参加を願います。

裁判員制度ウェブサイト



若年者向け広報用パンフレット

100%クイズで学ぼう!

# 裁判員制度

活かせる! あなたの考え、みんなの意見

皆さんは、平成21年5月に始まった裁判員制度について、どのくらい知っていますか、さいごのクイズで学んでみましょう!

Q1 学生や法律に詳しくない人でも、裁判員になることができます。

Q2 裁判員が参加する裁判は、重大な刑事事件の裁判である。

Q3 判決を決めるための議論では、裁判員の意見を参考にして、裁判官が結論を決める。

答えは、クイズでGOンヤ!